

明日香村の歴史的風土の保存に関する これまでの取組

奈良県高市郡明日香村の概要

奈良県明日香村は、6世紀末から7世紀末にかけて政治の中核がおかれ、日本の律令国家体制が形成された地であり、往時の貴重な歴史的文化的遺産と良好な自然的環境や農村環境が一体となって特色ある歴史的風土を形成している。

明日香村の概要

所在地：奈良県高市郡

人口：約5,500人（令和元年11月1日現在）

面積：約24km²

アクセス：大阪より40km圏内



明日香村位置図

犬養孝（万葉学者、文化功労者、大阪大・甲南女子大名誉教授）

「…『万葉集』の歌の中で、奈良県に出てくる地名の延総数、約900、その中の約4分の1は、この一体に散在している。その上、いうまでもなく、古代文化の中心地としてこの国のふるさとというにふさわしい。…」

『万葉の旅（上）』より引用



飛鳥川の飛び石

万葉集に歌われる「あすか」

「明日香川 明日も渡らむ 石橋の

遠き心は 思ほえぬかも」

（作者未詳 巻11-2701）

明日香村の歴史

明日香村は、6世紀末から7世紀末にかけて政治の中核がおかれ、日本の律令国家としての体制がはじめて形成された地である。

明日香村における歴史

西暦	年号	関連事項
592	崇峻5	推古天皇、豊浦宮で即位
604	推古12	厩戸皇子、憲法17条発布
607	推古15	小野妹子を隋に派遣
645	大化元	大化の改新
668	天智7	中大兄皇子即位
672	天武元	壬申の乱
673	天武2	大海人皇子即位
690	持統4	持統天皇即位
694	持統8	藤原宮に遷る

明日香村の文化財

宮跡や寺院跡、古墳などが、明日香村内全域に分布

（特別史跡3箇所、史跡18箇所）



高松塚古墳壁画



石舞台古墳



キトラ古墳壁画



明日香村全景

明日香村における主な遺跡等の分布



明日香法の制定経緯

- 明日香村では、古都保存法に基づく古都指定後も、都市開発の進行を背景として、歴史的風土の保存の取組の更なる推進や、それを支える村民の生活との調和を図るための措置を求める声があり、それらへの対応策として昭和45年に「**飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策について**」が閣議決定された。
- 村域の広範囲にわたって土地利用が厳しく規制される中、昭和53年には、奈良県知事と明日香村村長の連名で、将来にわたって地域住民の国家的遺産保全への積極的な理解と協力を得るための特別立法制定を求める主旨の要望が出された。

■ 閣議決定「飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策について」の主な内容

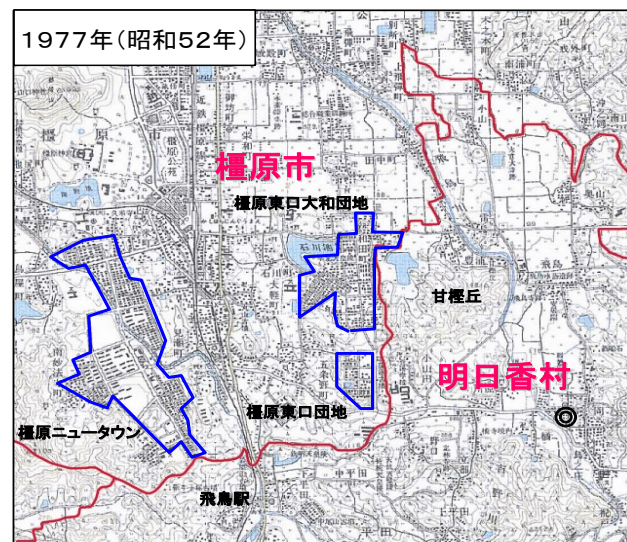
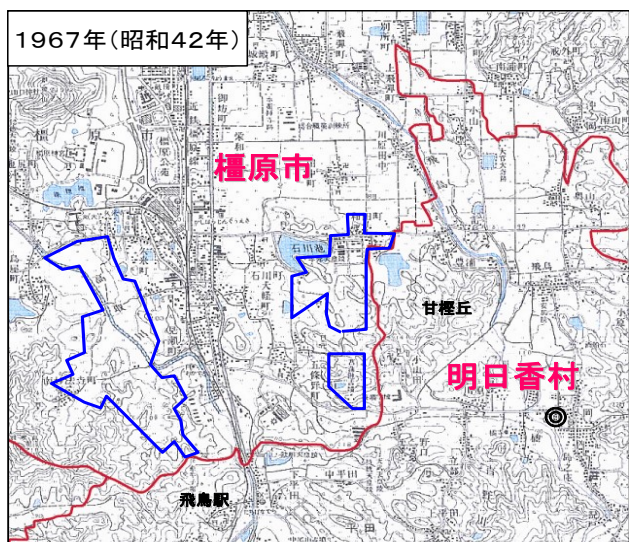
歴史的風土及び文化財の保存等の措置

歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区の拡張など

環境の整備

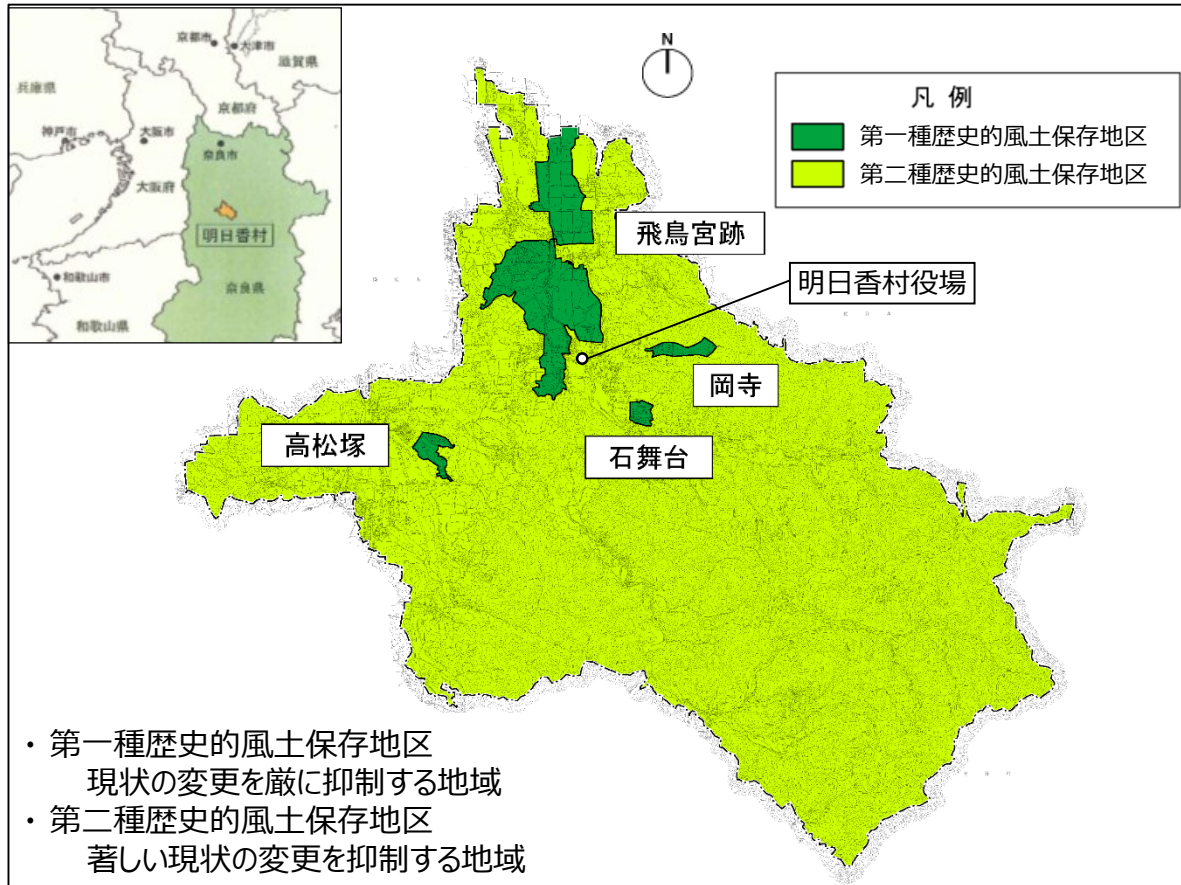
住民生活の向上を図り、歴史的風土及び文化財の保存・活用に資するための環境の整備を促進
 道路・河川・歴史資料館・公園・宿泊研修施設・ごみ処理場など

■ 明日香村周辺の開発状況

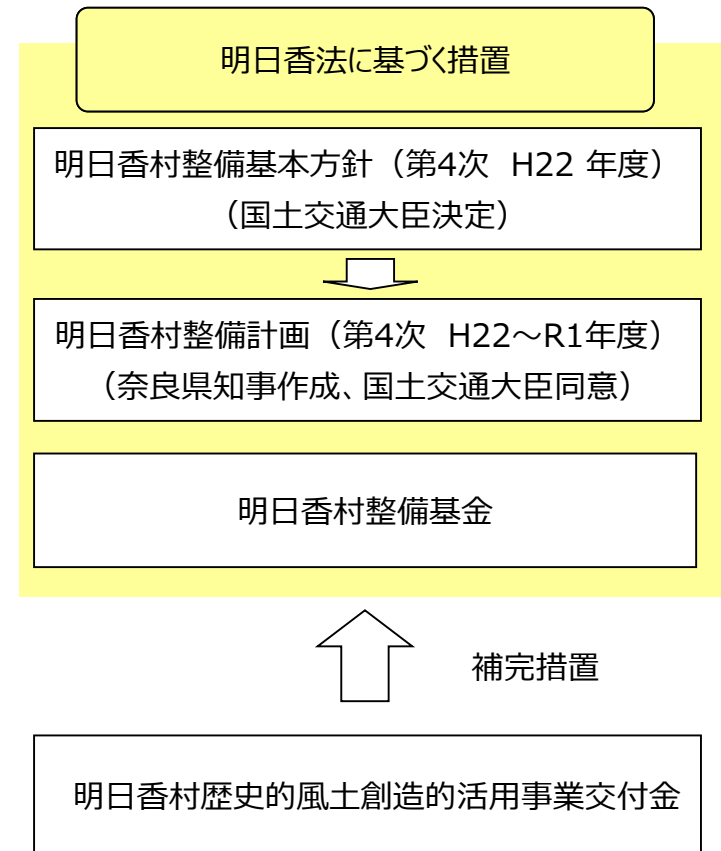


明日香村における歴史的風土の保存について

○明日香村は、古都保存法（昭和41年制定）、明日香法（昭和55年制定）に基づき、全村にわたる土地利用規制を行う一方、明日香村整備計画（奈良県作成）等に基づき、歴史的風土の保存や住民生活の安定向上に資する事業を国が支援することにより、歴史的風土が良好に保存されている。



土地利用規制の状況



明日香村歴史的風土保存のための土地利用規制

明日香村全域にわたって歴史的風土特別保存地区が定められており、明日香村歴史的風土保存計画に基づき、2種に区分されている。また、古都保存法に基づき、土地の買入れ等が行われている。

歴史的風土保存のための土地利用規制等

歴史的風土保存区域の指定 (国土交通大臣)

明日香村歴史的風土保存計画 (国土交通大臣)

歴史的風土特別保存地区に関する都市計画決定 (奈良県知事)

○ 歴史的風土特別保存地区

第1種歴史的風土保存地区 (125.6ha)

- 重要な歴史的文化的遺産がその周囲の環境と一体をなして明日香村における歴史的風土の保存上、枢要な部分を構成している地域
- 現状の変更を厳に抑制

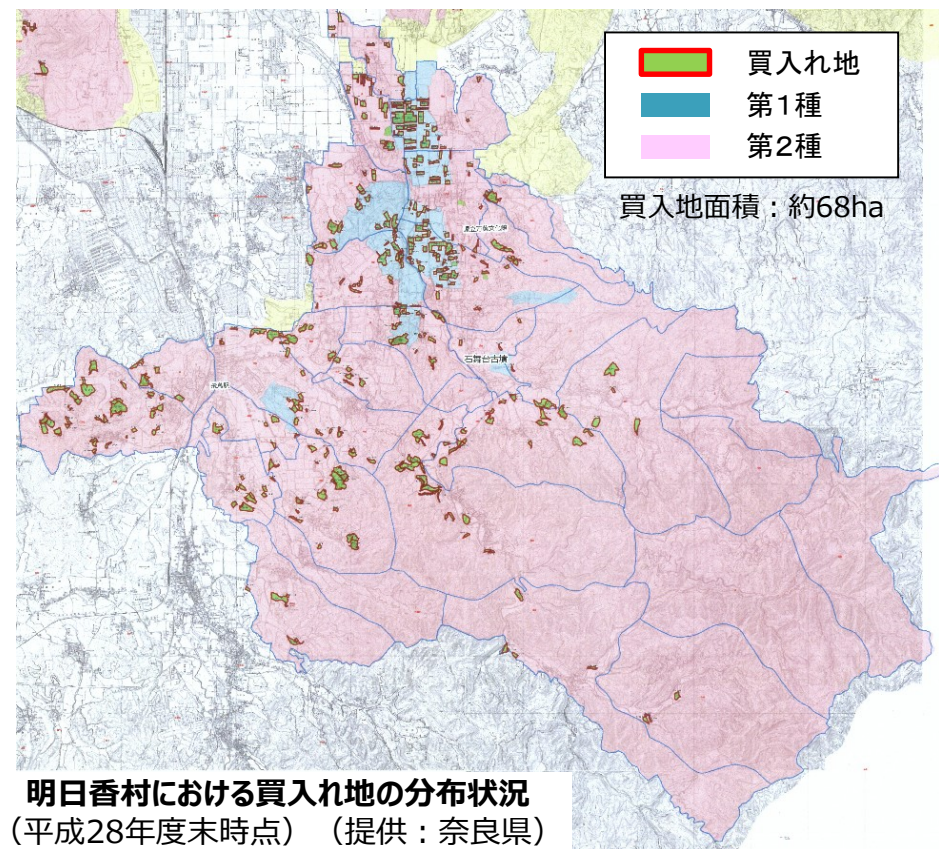
第2種歴史的風土保存地区 (2,278.4ha)

- 第1種歴史的風土保存地区の周囲にあって、これと一体となって歴史的風土を形成している地域等
- 住民生活との調和を図りつつ、著しい現状の変更を抑制

○ 建築物の新築等一定の行為は知事の許可が必要

土地の買入れ等 (古都保存法)

- 不許可処分に対し、損失補償・土地の買入れ
- 土地の買入れ、保存施設整備等に対し、国が補助



明日香村整備基本方針・整備計画の経緯

明日香村整備基本方針

(第1次：S55)

【整備等の方向】

- ・生活環境施設の整備
- ・農林業の振興、農村環境の整備
- ・遺跡の調査、史跡の整備等

明日香村整備基本方針

(第2次：H2改定)

【整備等の方向】

- ・生活環境施設の整備
- ・農林業の振興、農村環境の整備
- ・遺跡の調査、史跡の整備等

明日香村整備基本方針

(第3次：H12改定)

【整備等の方向】

- ・歴史的風土の創造的活用
- ・農林業基盤整備等の充実
- ・農商工にわたる総合的な施策展開
- ・生活環境の整備の推進
- ・遺跡調査等の推進

明日香村整備基本方針

(第4次：H22改定)

【整備等の方向】

- ・歴史展示の推進
- ・歴史的風土の維持・向上
- ・歴史的風土等を活用した地域活力の向上
- ・生活環境基盤整備の推進

第1次整備計画 (S55～H1)

【計画の基本的方向】

生活環境、産業基盤等を総合的に整備し、農林業を主体とした“歴史と文化のむらづくり”をめざす。



小学校の整備



給食センターの整備

第2次整備計画 (H2～H11)

【計画の基本的方向】

- 『歴史的風土を活かした村づくり』
- ・農林業等の産業振興
- 『健康で住みよい村づくり』
- ・保険・医療・福祉体制の充実



飛鳥川の護岸整備



幼稚園の整備

第3次整備計画 (H12～H21)

【計画の基本的方向】

- ・地域産業の振興などの地域活性化
- ・明日香村の歴史的風土を創造的に維持保全活用



農産物直売所の整備



万葉文化館の整備

第4次整備計画 (H22～R1)

【計画の基本的方向】

- ・景観形成等による明日香の魅力の向上
- ・歴史的風土を活かした観光・交流振興や地域活力の向上



飛鳥京跡苑池の整備



オーナー制度の推進

明日香村整備基金の概要







明日香村整備基金は、明日香法第8条に基づき、地方自治法第241条に規定される基金として設置された。毎年度の運用益は、明日香法第8条に規定する事業に必要な経費に充当されている。

○基金の造成

(造成年度) 昭和55年度～昭和59年度

(造成金額) 総額31億円 (国24億円、県6億円、村1億円)

○基金対象事業と事例

<p>歴史的風土の保存を図るために行われる事業 (法第8条第1号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 集落コミュニティ育成事業、集落コミュニティ活動事業、環境美化対策事業等 	 <p>伝統行事の育成及び運営</p>	 <p>美しい集落景観づくり</p>
<p>土地の形質又は建築物その他の工作物の意匠、形態等を歴史的風土と調和させるために行われる事業 (法第8条第2号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築相談員、古都法申請手続き助成事業、建築物の新造改築助成事業等 	 <p>家屋の屋根・外壁への助成</p>	 <p>塀の屋根・外壁への助成</p>
<p>住民の生活の安定向上を図り、又は住民の利便を増進させるために行われる事業で歴史的風土の保存に関連して必要とされるもの (法第8条第3号)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林家負担軽減事業、優良農林産物等奨励事業、集落環境整備事業等 	 <p>集会所の整備</p>	 <p>農産物の品評会の実施</p>

背景と課題

- 奈良県が作成する明日香村整備計画に基づく取組を推進するため、きめ細かな事業の財源として明日香法第8条に基づき、「明日香村整備基金」を設置（国24億円、県6億円、村1億円）
- 平成12年度には、明日香村の歴史的風土の創造的活用のための交付金（明日香村歴史的風土創造的活用事業交付金）を創設し、順次、補助対象事業の拡充や交付金の増額措置を行ってきたところ
 [H12～16：国費1億円、H17～21：国費1.1億円、H22～：国費1.5億円]

交付金の支援内容

- 明日香村の歴史的風土の創造的活用により、学び、体験し、実感できる歴史文化学習の場としての整備を推進するため、村が行う事業を助成

歴史文化学習の推進



景観の創出



地域産業の振興



国民啓発の推進



観光・交流による魅力向上

